

予防接種マニュアル

令和8年（2026年）4月

広島市健康福祉局保健部健康推進課

目次

第1章 予防接種全般の注意事項

| | | |
|-----------------|-----|----|
| 1 対象者について | ・・・ | 4 |
| 2 接種間隔について | ・・・ | 8 |
| 3 副反応疑い報告制度について | ・・・ | 10 |

第2章 各ワクチンの接種方法（定期接種）

〈A類疾病〉

| | | | |
|----------------------|------------|-----|----|
| 1 RSウイルス母子免疫ワクチン | 令和8年4月1日開始 | ・・・ | 13 |
| 2 ロタウイルスワクチン | | ・・・ | 14 |
| 3 小児用肺炎球菌ワクチン | | ・・・ | 15 |
| 4 ヒブワクチン | | ・・・ | 17 |
| 5 5種混合・3種混合・2種混合ワクチン | | ・・・ | 19 |
| 6 不活化ポリオワクチン | | ・・・ | 21 |
| 7 B型肝炎ワクチン | | ・・・ | 23 |
| 8 BCGワクチン | | ・・・ | 24 |
| 9 日本脳炎ワクチン | | ・・・ | 25 |
| 10 水痘ワクチン | | ・・・ | 29 |
| 11 麻しん風しんワクチン | | ・・・ | 30 |
| 12 HPV（子宮頸がん予防）ワクチン | | ・・・ | 31 |

〈B類疾病〉

| | | |
|---------------------|-----|----|
| 13 高齢者肺炎球菌ワクチン | ・・・ | 34 |
| 14 帯状疱疹ワクチン | ・・・ | 36 |
| 15 インフルエンザワクチン | ・・・ | 38 |
| 16 新型コロナウイルス感染症ワクチン | ・・・ | 39 |
| 【資料】自己負担金免除対象者の確認書類 | ・・・ | 40 |

第1章 予防接種全般の注意事項

【予防接種法に基づく定期接種について】

予防接種法に基づく、定期接種とするためには、①予防接種法施行令に定められた年齢と②予防接種実施規則に定められた接種間隔の両方を満たす必要があります。

それ以外の接種は、予防接種法に基づかない接種（以下、「任意接種」という。）として取り扱われ、予防接種にかかる費用は、全額個人負担となります。

また、その接種で健康被害が生じた場合は、法に基づく救済を受けられないことがあり、その場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度による補償を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が少なくなります。

1 対象者について

(1) 予防接種法施行令に定められた対象年齢

| 対象疾病 | | 定期接種の対象者 | | |
|----------------------|--|---|--|--|
| A 類 疾 病 | RSウイルス感染症 | 妊娠28週0日目から妊娠36週6日まで | | |
| | ロタウイルス感染症 | ロタリックス | 出生6週0日後から出生24週0日まで | |
| | | ロタテック | 出生6週0日後から出生32週0日まで | |
| | 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 | | |
| | Hib感染症 | | | |
| | ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・Hib | 1期 | 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 | |
| | ジフテリア・破傷風 | 2期 | 11歳以上13歳未満の者 | |
| | 急性灰白髄炎 | 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 | | |
| | B型肝炎 | 生後1歳に至るまでの間にある者 | | |
| | 結核 | 生後1歳に至るまでの間にある者 | | |
| | 日本脳炎 | 1期 | 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 | |
| | | 2期 | 9歳以上13歳未満の者 | |
| | | 特例 | 20歳未満の者 (対象者：平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者) | |
| | 水痘 | 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者 | | |
| 麻疹 風しん | 1期 | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 【令和7年度から令和8年度までの特例措置】 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者 | | |
| | 2期 | 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 【令和7年度から令和8年度までの特例措置】 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者 | | |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | ・12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性 | | | |
| B 類 疾 病 | 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。） | ・65歳の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | | |
| | 帯状疱疹 | ・65歳の者（令和12年度から実施予定） ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | | |
| | | 【令和7年度から令和11年度までの経過措置】 ・年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる者 | | |
| インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 | ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | | | |

◎ 長期療養特例について

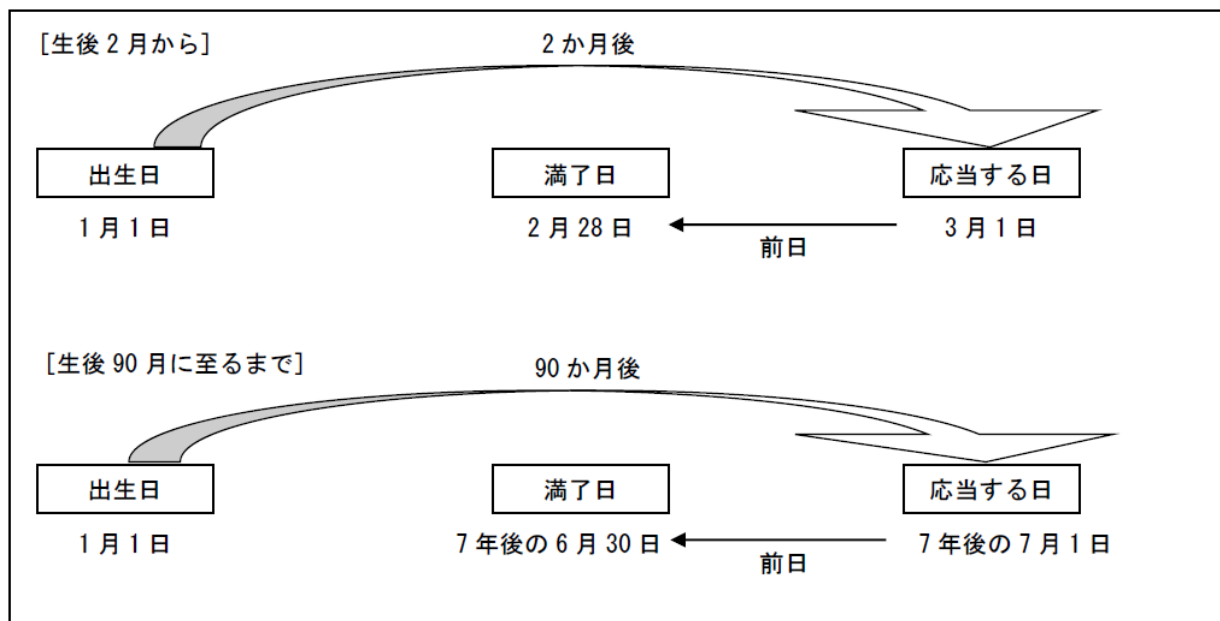
長期療養を必要とする病気にかかったことにより、対象年齢内に定期接種を受けられなかったと認められるもの（ロタウイルス、RSウイルス、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者肺炎球菌ワクチン及び帯状疱疹は1年）を経過する日までの間、定期接種を受けられます。

ただし、5種混合及び4種混合については15歳、結核（BCG）については4歳、ヒブ感染症については10歳、小児の肺炎球菌感染症については6歳に達するまで（誕生日の前日まで）の間において接種を受けられます。

- ② 「生後△月から生後○月に至るまでの間にある者」の場合は、起算日（誕生日）に相当する日（誕生日の△月後）の前日から、起算日（誕生日）に相当する日（誕生日の○月後）の前日が対象内です。

具体例1 起算日に相当する日があるとき

DPT-IPV-Hib（5種混合）1期における「生後2月から生後90月に至るまで」とは、令和7年1月1日に生まれた者の場合、（生後2か月となる）令和7年2月28日から（生後90か月となる）令和14年6月30日までとなります。

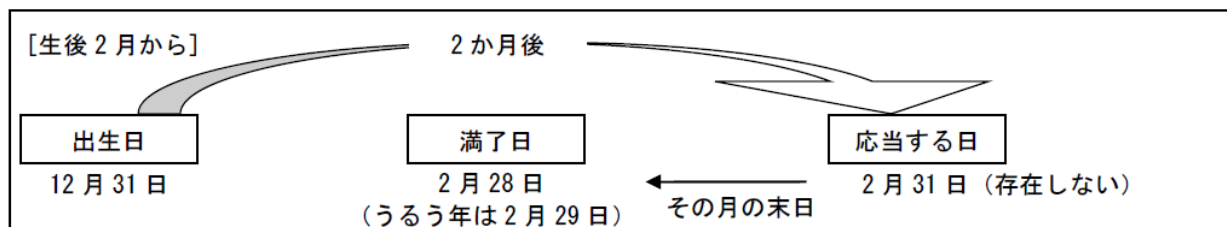


具体例2 起算日に相当する日がないとき

12月31日に生まれた者は、ちょうど2か月後の31日（2月31日）がありません。当該月に相当日がない場合は、当該月の末日（2月28日、うるう年で2月29日まである年は2月29日）が満了日となります。

DPT-IPV-Hib（5種混合）1期における「生後2月から生後90月に至るまで」とは、12月31日に生まれた者の場合、

2月28日までの年は、2月28日から 8年後の6月30日まで となります。
 2月29日まである年は、2月29日から

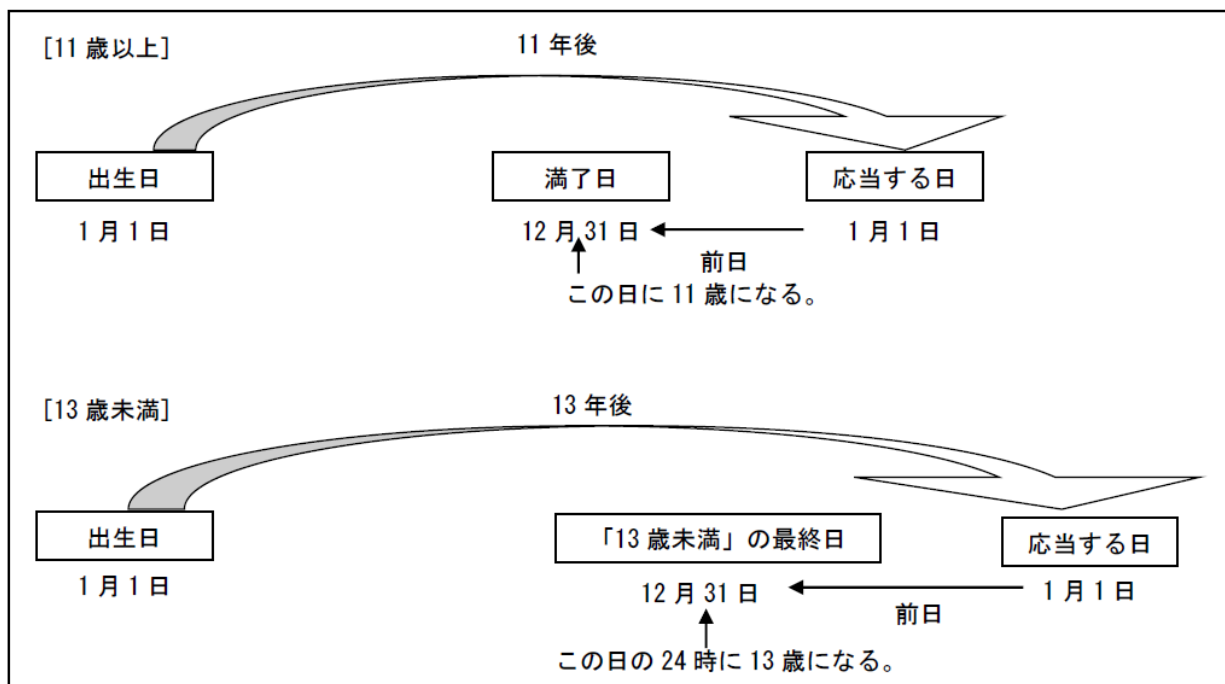


③ 「△歳以上○歳未満の者」の場合は、起算日（出生日）に相当する日（△歳の誕生日）の前日から、起算日（出生日）に相当する日（○歳の誕生日）の前日が対象内です。

具体例1 起算日に相当する日があるとき

D T 2期における「11歳以上13歳未満」とは、平成26年1月1日に生まれた者の場合、

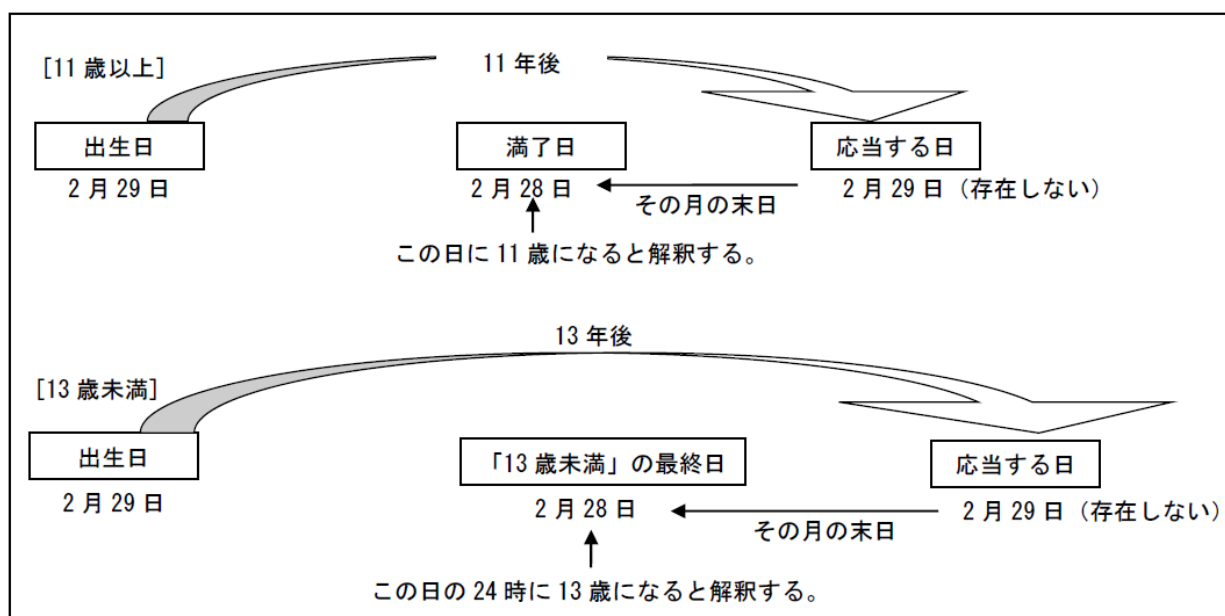
令和6年12月31日（11年後の1月1日の前日）から令和8年12月31日（13年後の1月1日の前日）までとなります。



具体例2 起算日に相当する日がないとき

D T 2期における「11歳以上13歳未満」とは、平成24年2月29日に生まれた者の場合、

令和5年2月28日（11年後の2月末日）から令和7年2月28日（13年後の2月末日）までとなります。



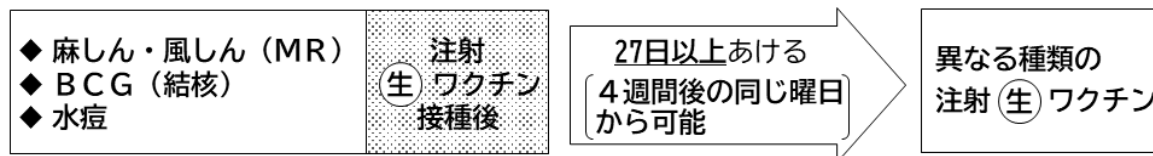
2 接種間隔について

(1) 予防接種実施規則に定められた接種間隔

① 各予防接種の接種間隔

| 対象疾病 | | 接種方法 | |
|---|---|--|---|
| ロタウイルス | ロタリックス（1価） | 27日以上の間隔において 2回 接種。 | |
| | ロタテック（5価） | 27日以上の間隔において 3回 接種。 | |
| ワクチン | 初回接種開始年齢 | 接種方法 | |
| 小児用肺炎球菌ワクチン | 【標準的な接種方法】 生後2月から生後7月に至るまでの間 | 初回接種 | 生後24月に至るまでの間に、27日間以上の間隔において 3回 接種。 ただし、生後12月を超えて2回目の接種を行った場合は、3回目の接種を行わない。 |
| | | 追加接種 | 初回接種に係る最後の接種後、60日間以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降に 1回 接種。 |
| | 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間 | 初回接種 | 生後24月に至るまでの間に、27日間以上の間隔において 2回 接種。 |
| | | 追加接種 | 初回接種に係る最後の接種後、60日間以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降に 1回 接種。 |
| | 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間 | 60日間以上の間隔において 2回 接種。 | |
| | ヒブワクチン | 【標準的な接種方法】 生後2月から生後7月に至るまでの間 | 初回接種 |
| 追加接種 | | | 初回接種終了後7月以上の間隔において 1回 接種。 ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔において 1回 接種。 |
| 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間 | | 初回接種 | 生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔において 2回 接種。 |
| | | 追加接種 | 初回接種終了後7月以上の間隔において 1回 接種。 ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔において 1回 接種。 |
| 対象疾病 | 接種方法 | | |
| ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ | 1期初回 | 20日以上の間隔において 3回 接種。 | |
| | 1期追加 | 1期初回接種終了後、6月以上の間隔において 1回 接種。 | |
| B型肝炎 | 27日以上の間隔において 2回 接種した後、1回目から139日以上の間隔において 1回 接種。 | | |
| 日本脳炎 | 1期初回 | 6日以上の間隔において 2回 接種。 | |
| | 1期追加 | 1期初回接種終了後、6月以上の間隔において 1回 接種。 | |
| 水痘 | 3月以上の間隔において 2回 接種。 | | |
| HPV 〔ヒトパピローマウイルス感染症〕 | シルガード9（9価） | 2回 接種 〔1回目の接種が小学6年生～15歳未満（15歳の誕生日の前日）の場合のみ〕 | 5月以上の間隔において 2回 接種。 |
| | | 3回 接種 | 1月以上の間隔において 2回 接種した後、3月以上の間隔において 1回 接種。 |
| ※注意 「サーバリックス（2価）」及び「ガーダシル（4価）」は、令和8年4月1日以降、定期接種に用いることはできません。 | | | |
| 带状疱疹 | 組換えワクチン（シングリックス） | 2回 接種 | 2月以上（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合は1月以上）の間隔において 2回 接種。 |
| | 生ワクチン（ビケン） | 1回 接種 | — |

② 異なる種類のワクチンとの接種間隔



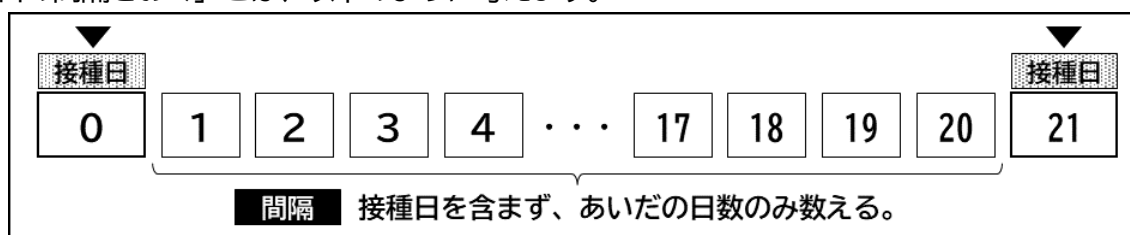
※ 不活化ワクチン、経口生ワクチンについては、異なる種類のワクチンとの接種間隔の制限はありません。

(2) 間隔の解釈

民法の解釈によって計算します。

接種間隔は、接種した次の日から起算した日数を数えます。

「20日の間隔をおく」とは、以下のように考えます。



具体例

① 「〇“日”の間隔をおいて」の考え方

DPT-IPV-Hib (5種混合)の初回接種の「20日以上の間隔をおいて」とは、火曜日に接種した場合は3週間後の同じ曜日(火曜日)以降に接種します。

| 週 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 0 | | | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 1 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 2 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 3 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 4 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 5 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
| 6 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 |
| 7 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 |
| 8 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 |

接種日

20日以上の間隔：
3週間後の同じ曜日以降に接種

② 「〇“月”の間隔をおいて」の考え方

水痘ワクチンの「3月以上の間隔をおいて2回接種」とは、1回目の接種の3か月後の同日以降に2回目を接種します(“月”は暦によって日数が異なるため、“日”の場合と対応が異なります。)

(例) 1回目を3月15日に接種した場合、3か月後は6月15日なので、2回目は6月15日以降に接種します。

[参考] “半月”の数え方

●か月後が“31日”の月は16日後、“30日”の月は15日後、“29日”の月は15日後、“28日”の月は14日後と考えます。

【起算日に応答する日がないとき】

1月31日に接種し、「1月の間隔をおく」場合、翌月（2月）には同日が存在しません。
 こうした場合は、翌月の最終日に1か月が経過したと考え、1月の間隔をおいた日は、3月1日になります。

(3) 標準的な（望ましい）接種間隔

予防接種実施規則上は接種間隔の上限が撤廃等されましたが、定期接種実施要領には「標準的な（望ましい）」接種間隔として、従来どおりの上限等が示されています。

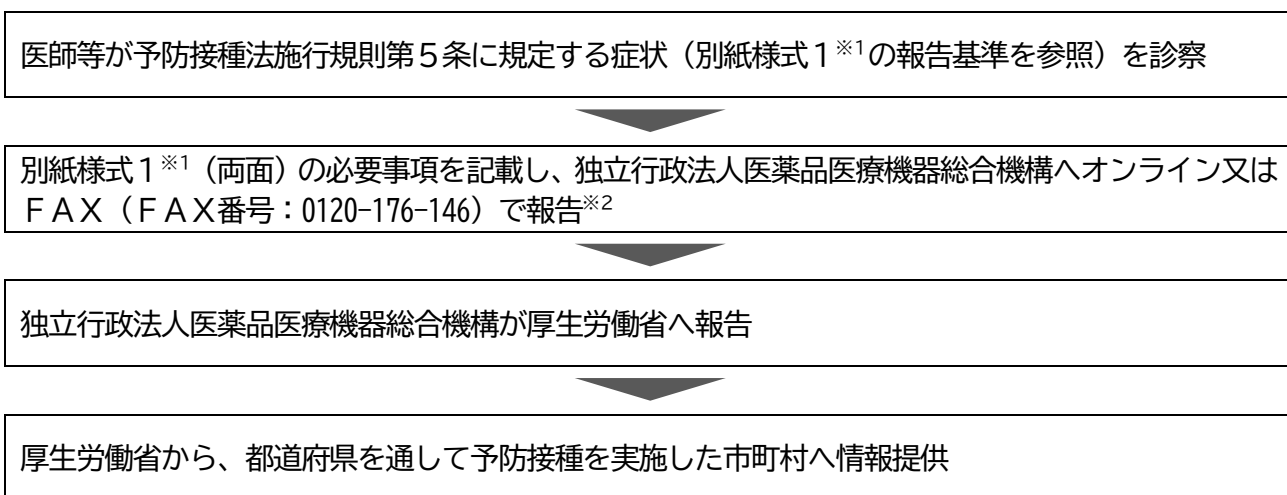
標準的な接種間隔は、必ず守らなければならないというものではありませんが、有効性・安全性の観点から、ワクチンごとに最も適切と考えられているものです。

早期に抗体を獲得することが重要であるため、可能な限り標準的な接種間隔で接種してください。

3 副反応疑い報告制度について

予防接種法第12条において、病院若しくは診療所の開設者又は医師（以下「医師等」という。）は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を速やかに厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

【副反応疑い報告の流れ】



なお、この報告は、予防接種法第15条に規定される「予防接種健康被害救済制度」と直接結びつくものではありません。

当該制度による給付（医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金等）の申請には、それぞれ予防接種法第16条に規定される者により、別途、必要書類の提出が必要で、申請後、その健康被害が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、給付が行われます。

※1 予防接種後副反応疑い報告書（別紙様式1）は、広島市ホームページに掲載しています。

また、その症状が急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレ症候群（GBS）、血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）（TTS）、心筋炎、心膜炎と疑われる場合は、それぞれ別途調査票も作成して送付してください。

※2 予防接種後副反応疑い報告書の作成に当たっては、「予防接種後副反応疑い報告書入力アプリ」（国立健康危機管理研究機構ホームページ）を利用することができます。

第2章 ワクチンの接種方法
— 定期接種 —

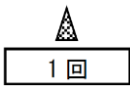
〈A類疾病〉

〔予防接種法第2条第2項〕

人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病

1 RSウイルス母子免疫ワクチン

組換え

| 対象疾病 | ワクチン | 接種方法 | 法施行令で定められた期間（無料接種期間） |
|-----------|---------------|---|---|
| RSウイルス感染症 | アブリスボ® (※) |  妊娠ごとに1回 筋肉内接種 | 妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者 (妊娠28週0日目から妊娠36週6日目の者) |

※組換えRSウイルスワクチン「アレックスビー®」を用いることはできません。

● 注意事項

対象者の確認について

- 対象者については、接種時点で、接種医師が母子健康手帳等の情報をもとに判断してください。
なお、接種後に妊娠週数が変化する等の事情があった場合も、接種時点で当該期間にあると判断した場合は、定期接種対象者として取り扱います。
なお、判断した妊娠週数は、接種券の接種医師記入欄の該当箇所に「○」をしてください。

接種後の記録について

- 妊娠している児の母子健康手帳の、「予防接種の記録（5）－その他の記録※」ページを活用してください。
※母子免疫ワクチンの記録欄ができるまで、当面の間

接種の際の留意事項

- 接種に際しては、接種前に母子健康手帳の提示を求めてください。
- その他ワクチンとの同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。
- 「妊娠高血圧症候群」の発症リスクが高いと医師が判断する者については、「予防接種の判断を行うに際して注意を要する者」として、接種時に留意してください。
- 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前までに接種を完了することが望ましいとされています。なお、この場合、その14日以降に接種を行う場合は、このことについて十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種してください。

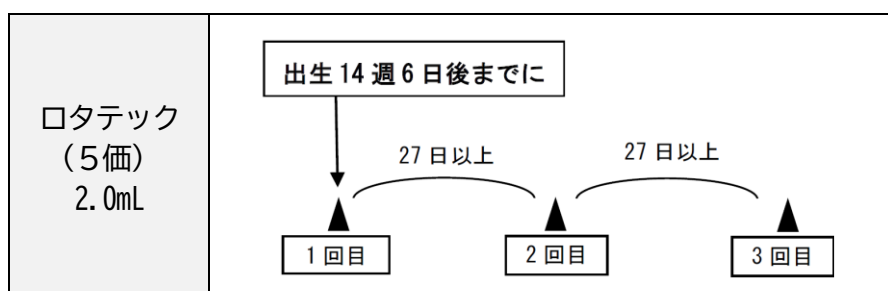
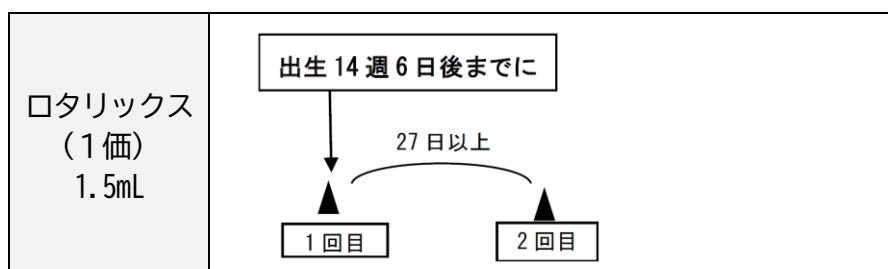
● 接種券・予診票（一体型）

- 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

2 ロタウイルスワクチン

経口生

| ワクチン | 接種方法・接種間隔 |
|------|-----------|
|------|-----------|



| 使用ワクチン | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) | 実施規則で定められた 接種間隔と回数 | 標準的な(望ましい) 接種時期・方法 |
|--------|--------------------------|--------------------------|---|
| ロタリックス | 出生6週0日後から 24週0日後まで | 27日以上の間隔を おいて2回 経口接種。 | 1回目の接種は、 生後2か月に至った日 から出生14週6日まで の間 |
| ロタテック | 出生6週0日後から 32週0日後まで | 27日以上の間隔を おいて3回 経口接種。 | |

● 注意事項

接種時期

- 出生15週0日以降の1回目の接種は、腸重積のリスクが高まる可能性があることから推奨されていません。出生14週6日後までに1回目の接種を行ってください。

ワクチンについて

- 原則として、いずれか同一の製剤で接種を完了してください。予防接種券の半券(乙券)、母子健康手帳には、ワクチン(製剤)の種類を記載(「接種ワクチン」欄にチェック(✓))してください。

【例外】既に他自治体等で1回目と2回目に異なる製剤を接種している場合は、前回(2回目)の接種と同様のワクチンを接種して完了してください。

(1) [①ロタリックス → ②ロタテック] → ③ロタテックを接種して完了

(2) [①ロタテック → ②ロタリックス] → ③ロタリックスを接種して完了

※ (2)の接種の場合、接種前に健康推進課にご連絡ください。

吐き出した場合の対応

- 経口投与後に接種液を吐き出したとしても追加の投与は行わない。

● 接種券

- 母子健康手帳別冊に添付しています。

● 予診票

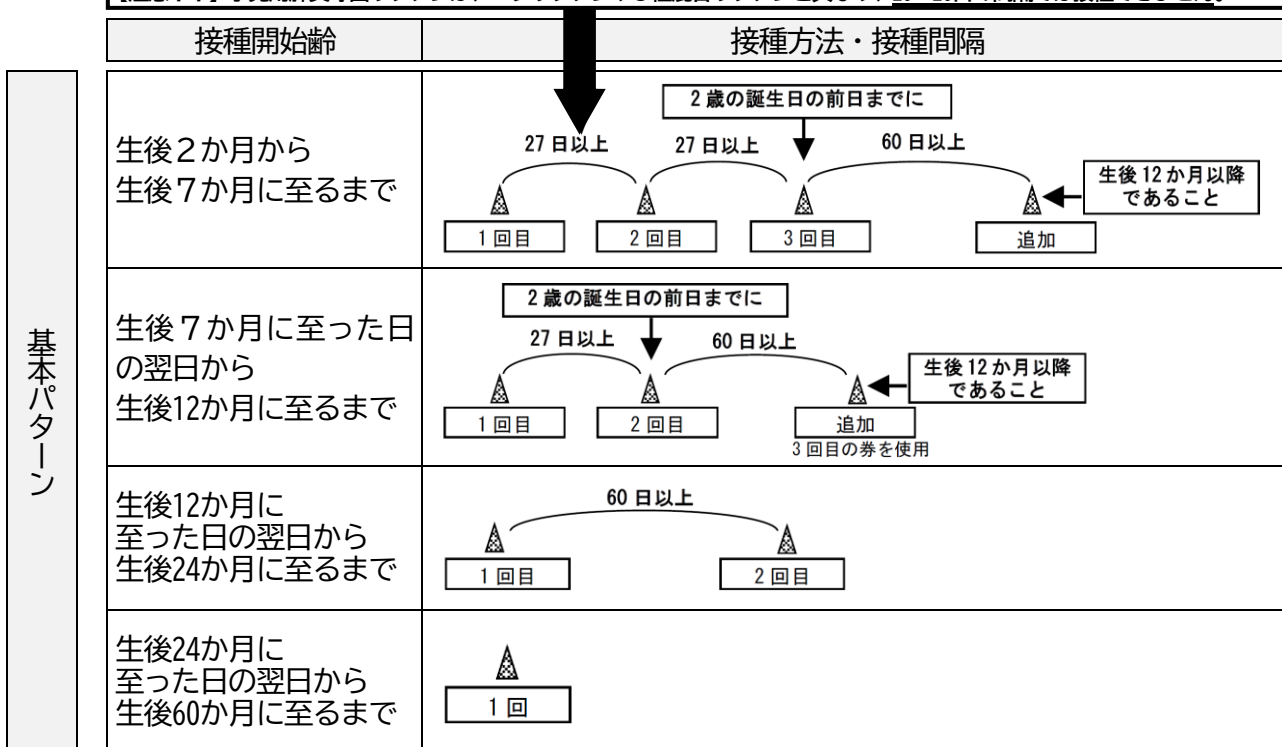
- 医療機関に設置(各所属医師会の指定の方法で入手)

3 小児用肺炎球菌ワクチン（15価・20価）

不活化

(1) 基本の接種方法

【注意！！】小児用肺炎球菌ワクチンは、ヒブワクチンや5種混合ワクチンと異なり、20～26日の間隔では接種できません。



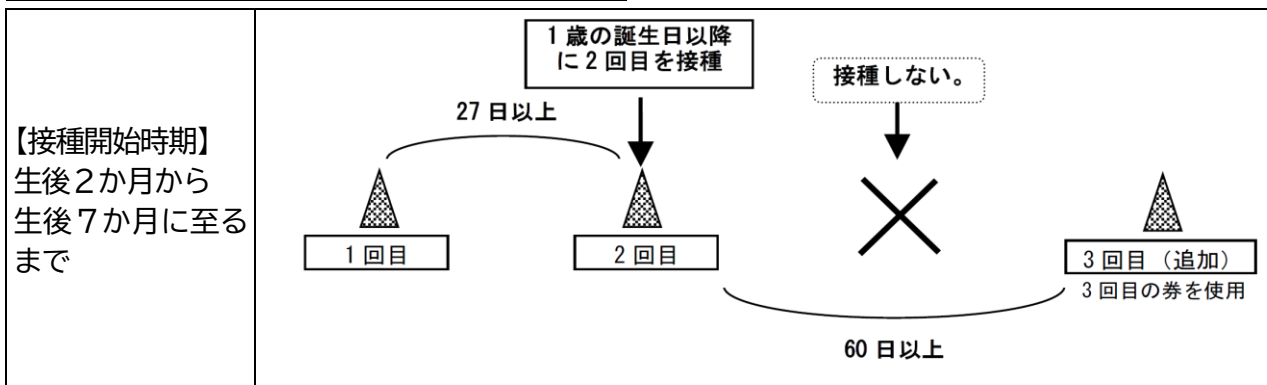
基本パターン

| | |
|------|--------------------|
| 年齢 | 生後2か月～60か月に至るまで |
| ワクチン | 小児用肺炎球菌ワクチン（0.5mL） |

| 対象者 | 初回接種開始時期 | 実施規則で定められた接種間隔と回数 | 標準的な（望ましい）接種時期・方法 |
|------------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 生後2か月以上、 生後60か月（5歳の誕生日の前日）に至るまで | 生後2か月から 生後7か月に至るまで | 初回 生後24か月に至るまでの間に、27日間以上の間隔をおいて 3回 接種。 ただし、生後12か月を超えて2回目を接種した場合は、3回目を接種しない。 (P16参照) 追加 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降に 1回 接種。 | ▶ 接種開始 生後2か月から生後7か月に至るまでの間 ▶ 追加接種 生後12か月から生後15か月に至るまでの間 |
| | 生後7か月に至った日の翌日から 生後12か月に至るまで | 初回 生後24か月に至るまでの間に、27日間以上の間隔をおいて 2回 接種。 追加 初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降に 1回 接種。 | |
| | 生後12か月に至った日の翌日から 生後24か月に至るまで | 60日間以上の間隔をおいて 2回 接種。 | |
| | 生後24か月に至った日の翌日から 生後60か月に至るまで | 1回 接種。 | |

(2) 疑義が生じやすい事例

生後12か月までに2回目を接種できなかった場合



- ✓ 生後12月を超えて初回2回目を接種した場合は、初回3回目を接種せず、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、追加の1回を接種して接種完了とします。(初回接種の一部をとばして追加接種をします。)

● 注意事項

ワクチンの選択

- 1回目の接種を開始する際は、基本的に20価ワクチンを使用してください。
 - 既に13価ワクチンで接種を開始している場合には、令和6年10月1日以降、20価ワクチンに切り替えて、接種を完了することを原則としますが、15価ワクチンに切り替えて接種を完了することもできます。
 - 既に15価ワクチンで接種を開始している場合には、原則として、同じ種類のワクチン（15価ワクチン）で接種を完了することとしてください。
 - 13価ワクチンで接種を開始した方について、令和6年9月30日までに15価ワクチンに切り替えている場合には、原則として、同じ種類のワクチン（15価ワクチン）で接種を完了することとしてください。
- ※ 13価ワクチンは、令和6年10月1日以降、定期接種に用いるワクチンから除かれました。
 ※ 15価ワクチンと20価ワクチンは、皮下接種のほか、筋肉内接種が可能です。

交接種について

- 同じ種類のワクチンで接種を完了することが原則ですが、15価ワクチンを用いて規定の接種回数の一部を完了した者が、やむを得ず20価ワクチンにより残りの回数の接種を行う交接種については、接種医と被接種者（保護者）が相談の上、実施することは差し支えありません。

● 接種券

- 母子健康手帳別冊に添付しています。
- 接種券は、これまでの本人の接種回数（自費での接種、助成制度での接種を含む。）の券を使用してください。

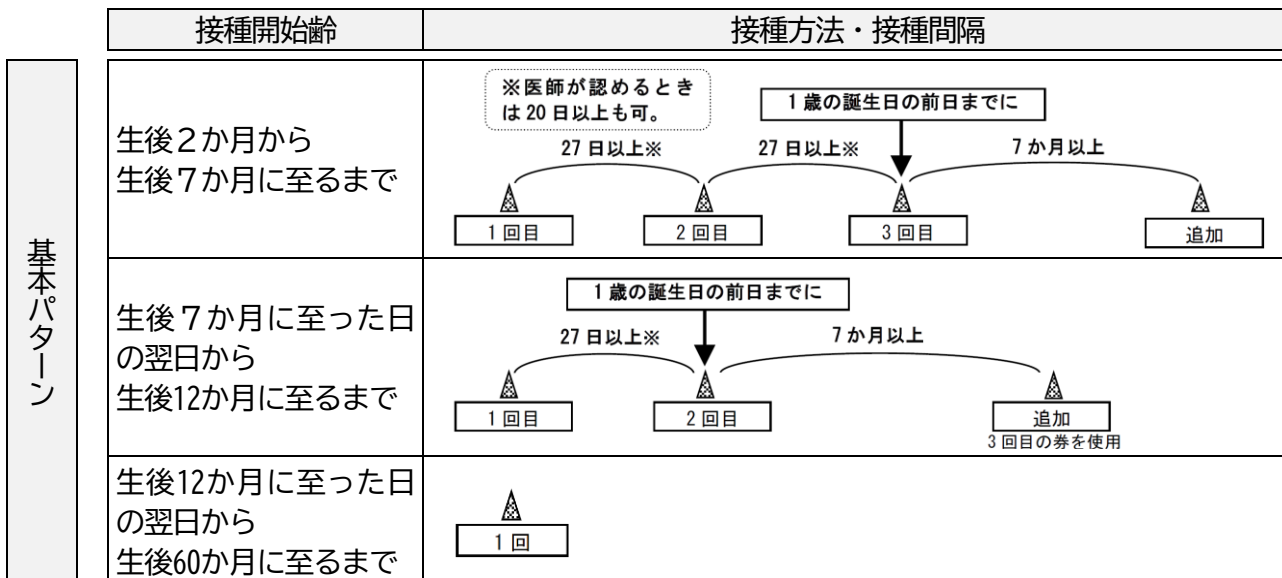
● 予診票

- 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

4 ヒブワクチン

不活化

(1) 基本の接種方法

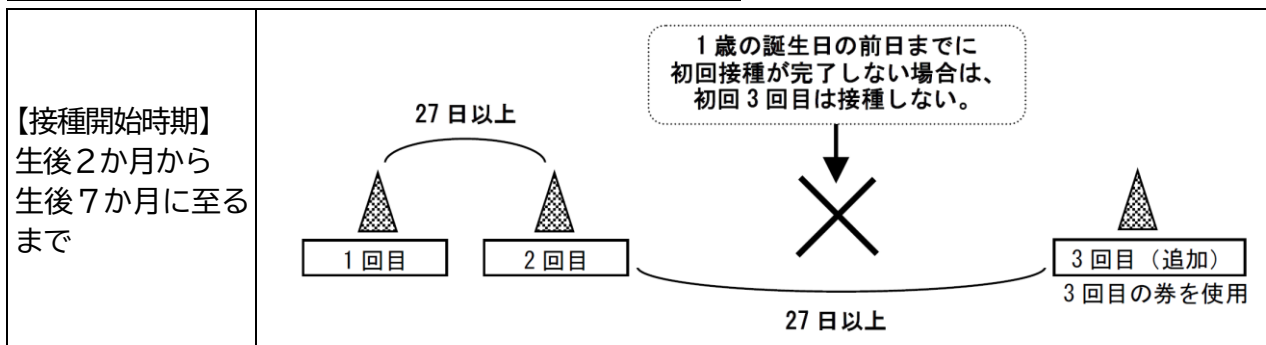


| | |
|------|-----------------|
| 年齢 | 生後2か月～60か月に至るまで |
| ワクチン | ヒブワクチン (0.5mL) |

| 対象者 | 初回接種開始時期 | 予防接種実施規則（以下、「実施規則」）で定められた接種間隔と回数 | 標準的な（望ましい）接種時期・方法 |
|------------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 生後2か月以上、 生後60か月（5歳の誕生日の前日）に至るまで | 生後2か月から 生後7か月に至るまで | <p>初回 生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔を おいて 3回 接種。</p> <p>追加 初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて 1回 接種。 ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射 終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて 1回 接種。 (P18参照)</p> | <p>▶ 接種開始 生後2か月から 生後7か月に至るまで。</p> <p>▶ 初回接種 27日（医師が必要と認めた場合は20日）から 56日までの間隔をおく。</p> |
| | 生後7か月に至った日の翌日から 生後12か月に至るまで | <p>初回 生後12月に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔を おいて 2回 接種。</p> <p>追加 初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて 1回 接種。 ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射 終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて 1回 接種。</p> | <p>▶ 追加接種 初回接種終了後、7か月から 13か月までの間隔をおく。</p> |
| | 生後12か月に至った日の翌日から 生後60か月に至るまで | 1回 接種。 | |

(2) 疑義が生じやすい事例

生後12か月に至るまでに初回接種を終了できなかった場合



- ✓ 初回接種を生後12か月に至るまでに完了できなかった場合は、前回接種から27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回接種し、接種完了とします。（初回接種の一部をとばして追加接種をします。）

● 接種券

- 母子健康手帳別冊に添付しています。

※ 母子健康手帳別冊（令和6年4月以降に交付）には、5種混合ワクチン（4種混合ワクチン＋ヒブワクチン）の接種券が備え付けられています（ヒブワクチンの接種券は付いていません。）。

※ 令和6年4月以降に接種を開始する場合、基本的に5種混合ワクチン（P19参照）により接種してください。

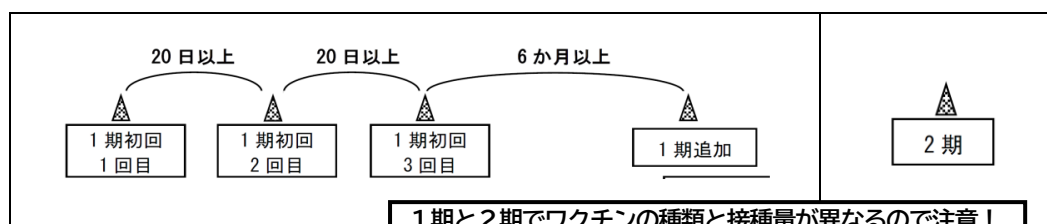
- 接種券は、これまでの本人の接種回数（自費での接種、助成制度での接種を含む。）の券を使用してください。

● 予診票

- 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

5 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ（5種混合ワクチン）、
ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合ワクチン）、
ジフテリア・破傷風（2種混合ワクチン）

不活化



| | | | | |
|------|--------------------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 年齢 | 生後2か月（DT2種混合は生後3か月）～90か月（7歳6か月）に至るまで | 11歳以上13歳未満 | | |
| ワクチン | DPT-IPV-Hib 5種混合ワクチン 0.5mL | DPT 3種混合ワクチン 0.5mL | DT 2種混合ワクチン 0.5mL | DT 2種混合 ワクチン 0.1mL |

| 対象疾病 | 区分 | 法施行令で定められた期間 （無料接種期間） | 実施規則で定められた 接種間隔と回数 | 標準的な（望ましい） 接種時期・方法 |
|-----------------------------------|----|----------------------------------|--|---|
| ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ | 1期 | 初回 | 20日以上の間隔を おいて 3回 接種。 | ①5種混合ワクチン 生後2か月から7か月に達するま で、20日から56日までの間隔をおく ②その他のワクチン 生後2か月から12か月に達するま で、20日から56日までの間隔をおく |
| | | 追加 | 1期初回（3回） 終了後、6か月以上 の間隔をおいて 1回 接種。 | ①5種混合ワクチン 初回接種終了後、6か月から18か 月までの間隔をおく ②その他のワクチン 初回接種終了後、12か月から18 か月までの間隔をおく |
| | 2期 | 11歳以上13歳未満 〔13歳の誕生日の前日 まで〕 | 1回 接種 | 11歳 |

● 注意事項

ワクチンの選択

- 1期の接種を開始する際は、基本的に5種混合ワクチンを使用してください（5種混合ワクチンは、皮下接種のほか、筋肉内接種が可能です。）。

交互相種について

- 同じ種類のワクチンで接種を完了することが原則ですが、4種混合ワクチンとヒブワクチンを用いて規定の接種回数の一部を完了した者が、やむを得ず5種混合ワクチンにより残りの回数の接種を行う交互相種については、接種医と被接種者（保護者）が相談の上、実施することは差し支えありません。

4種混合ワクチンについて

- 4種混合ワクチンが流通終了し、定期接種に用いるワクチンから除外されたことにより、4種混合ワクチンを用いた接種が完了できない者への接種については、次のとおり取り扱います。

| パターン(各ワクチンの接種済み回数) | 残りの接種に係る定期接種の方法 |
|---|---|
| 1. 4種混合ワクチン = ヒブワクチン (接種済み回数が同じ) | ◆ 5種混合ワクチンを接種 |
| 2. 4種混合ワクチン > ヒブワクチン (4種混合ワクチンよりヒブワクチンの 接種済み回数が少ない) | ◆ ヒブワクチンを接種し、5種混合ワクチンとヒブワクチンの接種 済み回数をそろえたうえで、5種混合ワクチンを接種 |
| 3. 4種混合ワクチン < ヒブワクチン (4種混合ワクチンよりヒブワクチンの 接種済み回数が多い) | ◆ 4種混合ワクチンの代わりに、3種混合ワクチン及び不活化ポリ オワクチンを接種 ※ただし、3種混合ワクチンの入手が困難であるなど、やむを得ず当該 方法で接種ができない場合は、5種混合ワクチンで接種を行うことも 差し支えありません。 この場合、ヒブワクチンの接種回数が規定の回数を超えることになり ますが、このことについては、科学的知見が明らかになっていないこ とから、必ず事前に、接種医から保護者に対して説明を行い、了承が 得られた場合にのみ実施してください。 また、その旨について予診票等に記録として残すことが望ましいです (ヒブワクチンの接種回数が規定の回数を超える場合の5種混合ワク チン予診票を作成していますので、ご活用ください。) ※その際、後から接種する5種混合ワクチンから見て、直前の4種混合 ワクチンとの接種間隔が実施規則で定められた日数となるよう、気を つけてください。 |

● 接種券

◆ 5種混合〈1期〉

- 母子健康手帳別冊（令和6年4月以降交付分）に添付しています。

※令和6年1月以前に生まれた方で、5種混合ワクチンによる接種が必要な方については、各区保健センターで接種券を発行します。

◆ 4種混合〈1期〉

- 母子健康手帳別冊（令和6年3月交付分まで）に添付しています。

◆ 3種混合〈1期〉

- 3種混合ワクチンによる接種が必要な方については、各区保健センターで接種券を発行します。

◆ 2種混合〈2期〉

- 以下のとおり、対象者（4月末時点の住民登録者）の住民登録している住所に送付します。

| 対象者の生年月日（令和8年度の学年） | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------------|----------------|----------------------------------|
| ➤ 平成25年4月2日～平成26年4月1日 (中学1年生) | 令和7年6月末に 送付 | — |
| ➤ 平成26年4月2日～平成27年4月1日 (小学6年生) | — | 令和8年6月末に送付（予定） |
| ➤ 平成27年4月2日～平成27年6月30日 (小学5年生) | — | 令和8年7月末に送付（予定） |
| ➤ 平成27年7月1日～平成28年4月1日 (小学5年生) | — | 《令和8年8月以降》 11歳の誕生日の翌月末に送付（予定） |

※ 使用する接種券は、5種混合・4種混合などの接種合計回数に応じた接種券を使用します。

● 予診票

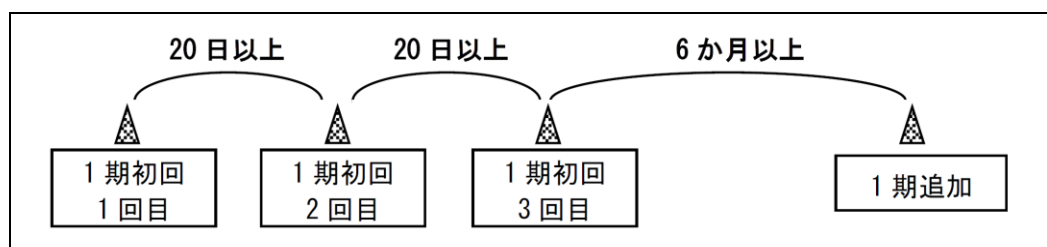
- 1期：医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

※ヒブワクチンの接種回数が規定の回数を超える場合の5種混合ワクチン予診票や、3種混合ワクチン予診票は、広島市ホームページに掲載しているものを活用してください。

- 2期：接種券と併せて、上記日程で対象者の住民登録している住所に送付します。

6 単独不活化ポリオワクチン

不活化



| | |
|------|------------------------|
| 年齢 | 生後2か月～90か月（7歳6か月）に至るまで |
| ワクチン | 不活化ポリオワクチン0.5mL |

| 対象疾病 | 区分 | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) | 実施規則で定められた 接種間隔と回数 | 標準的な(望ましい) 接種時期・方法 |
|------|----|--------------------------|---|-------------------------------------|
| ポリオ | 初回 | 生後2か月～ 90か月に至るまで | 20日以上の間隔を おいて3回接種。 | 生後2か月から12か月に達するまでに、20日から56日までの間隔をおく |
| | 追加 | 〔満90か月齢になる日〕 の前日まで | 1期初回(3回) 終了後、6か月以上の 間隔をおいて 1回接種。 | 初回接種終了後、 12か月から18か月までの間隔をおく |

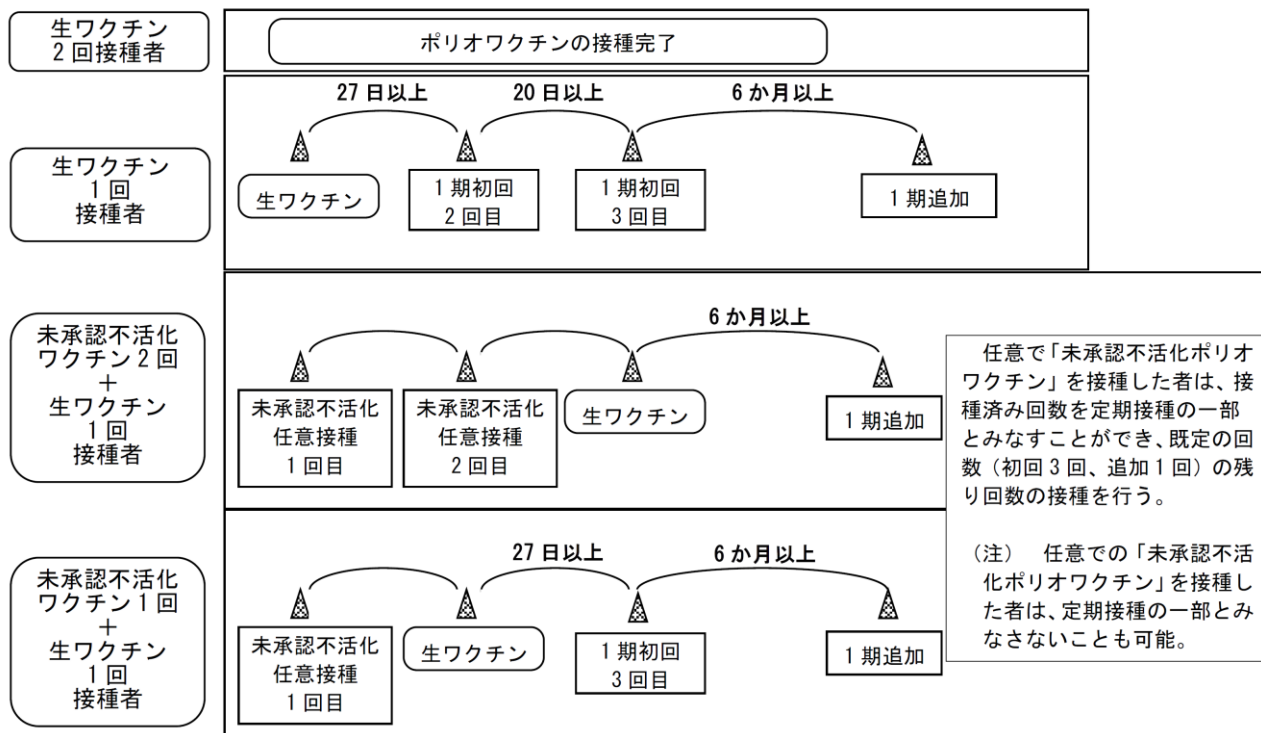
● 注意事項

生ポリオワクチン・5種混合ワクチンとの併用

- 生ワクチン2回接種済みの者は、不活化ワクチンの接種は不要です。
ジフテリア・百日せき・破傷風の予防接種が未完了の場合は5種混合ワクチンを使用できます。
- 生ワクチン1回接種済みの者は、残り不活化ワクチンを3回接種します。
ジフテリア・百日せき・破傷風の予防接種が未完了の場合は、5種混合ワクチンを使用できます。
- 接種を開始する際は5種混合ワクチンを使用してください。
単独不活化ポリオワクチンを使用できるのは、ジフテリア・百日せき・破傷風の接種回数がポリオの接種回数を上回っている場合です。
- 5種混合ワクチン、3種混合ワクチン、生ポリオワクチン、単独不活化ポリオワクチンを組み合わせて接種する場合、それぞれの規定の回数を超えないことが原則です。
- 4回を超える不活化ポリオワクチン接種後の有効性と安全性が確認されていることから、3種混合ワクチンの接種については、5種混合ワクチンを使用してください。

接種券への記載

- 3種混合ワクチン、生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンの接種歴が含まれる場合は、委託料をお支払いするに当たり、これまでの全ての接種歴を確認する必要があります。
この場合は、お手数ですが、接種券裏面へ、これまでの3種混合ワクチン、4種混合ワクチン、生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチンの接種歴を記載していただきますようお願いいたします。



● 接種券

➤ 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

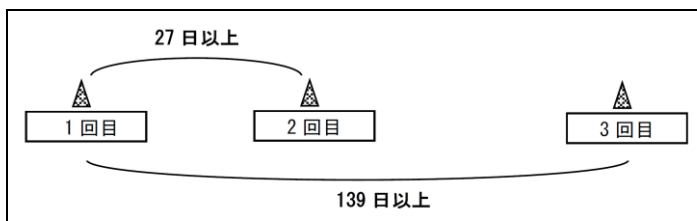
※ 現在、不活化ポリオワクチンの接種を受ける方は、海外からの転入者が大部分を占めています。これらの方は、転入時、各区保健センターにおいて、接種歴を確認した上で、必要回数分の接種券を交付していることがあります。

● 予診票

➤ 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

7 B型肝炎ワクチン

不活化



| | |
|------|----------------|
| 年齢 | 1歳に至るまで |
| ワクチン | B型肝炎ワクチン0.25mL |

| 対象疾病 | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) | 実施規則で定められた 接種間隔と回数 | 標準的な(望ましい) 接種時期・方法 |
|------|--------------------------|--|-----------------------|
| B型肝炎 | 1歳に至るまで (1歳の誕生日の前日まで) | 3回 接種 2回目：1回目から27日以上 の間隔をおく。 3回目：1回目から139日以上 の間隔をおく。 | 生後2か月から9か月に 至るまでの間 |

● 注意事項

定期接種の対象外となる者

- 母子感染予防の対象者として、健康保険の給付によりB型肝炎ワクチンを接種した者。
- ※ 定期接種の対象外となる接種により健康被害が生じた場合、法に基づく補償の対象になりません。

● 接種券

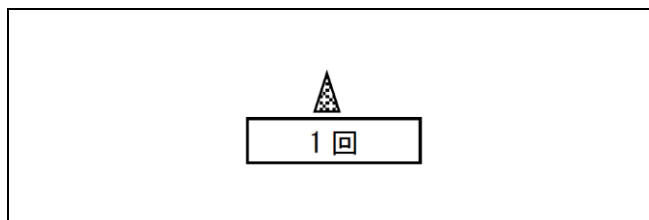
- 母子健康手帳別冊に添付しています。

● 予診票

- 医療機関に設置(各所属医師会の指定の方法で入手)

8 BCGワクチン

生



| | |
|----|-----------|
| 年齢 | 生後1歳に至るまで |
|----|-----------|

| | |
|------|--------------|
| ワクチン | BCGワクチン（管針法） |
|------|--------------|

| 対象疾病 | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) | 実施規則で定められた回数 | 標準的な（望ましい） 接種時期・方法 |
|------|----------------------------|--------------|-----------------------|
| 結核 | 生後1歳に至るまで (1歳の誕生日の前日まで) | 1回 接種 | 生後5か月～8か月に達するまで |

● 注意事項

接種時期

- 平成25年4月1日から、対象年齢が「生後1歳に至るまで」に、標準的な接種時期が「生後5か月～8か月に達するまで」に変更となりました※。
- ※ 早期にBCGを接種すると、副反応としてBCG骨髄炎が起こる頻度が高くなるため、接種時期が変更になりました。ただし、生まれてから1歳に至るまでの間であれば、接種することは可能です。

● 接種券

- 母子健康手帳別冊に添付しています。

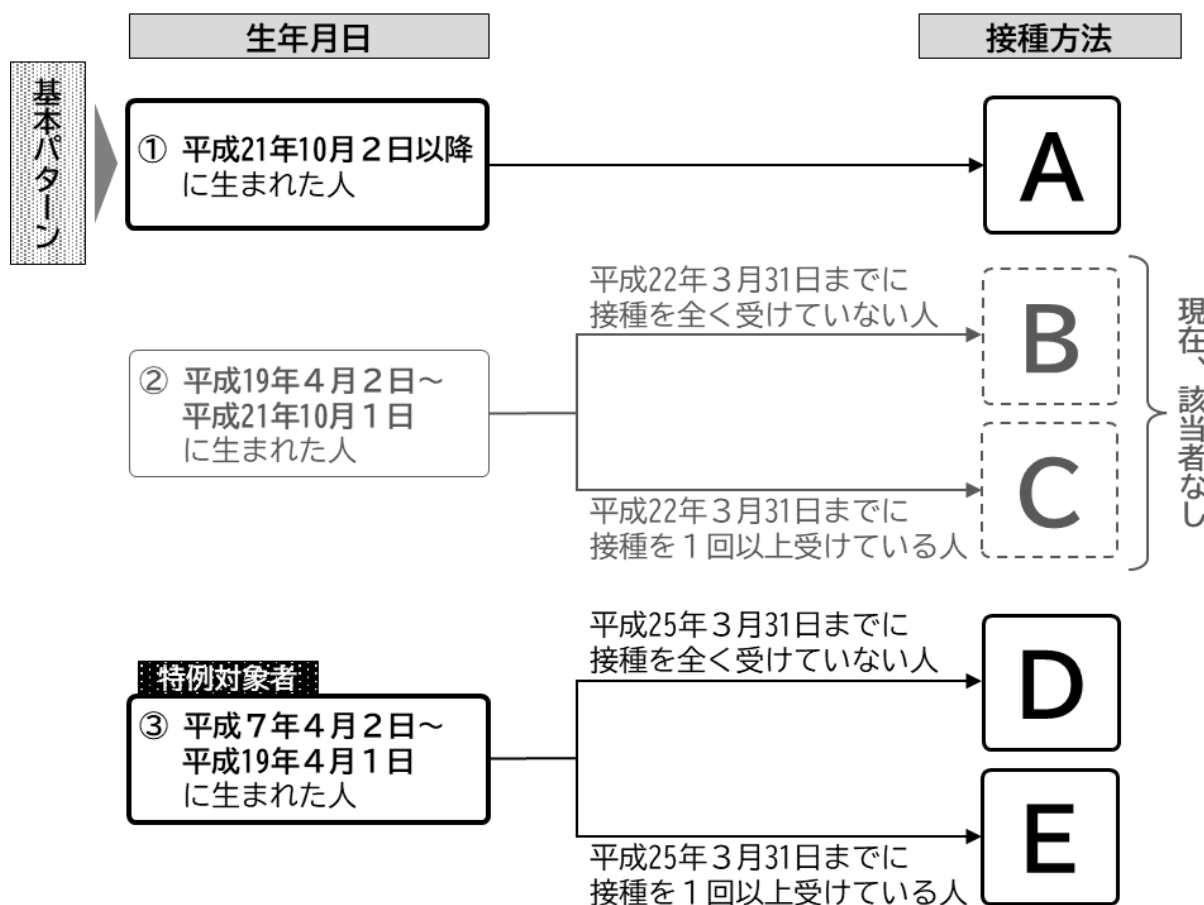
● 予診票

- 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

9 日本脳炎ワクチン

不活化

【日本脳炎接種スケジュールフロー図】



※ 接種年齢により委託料が異なるため、1期の接種を、生後90か月を超えて行う場合には、接種券に【特例】の記載が必要です。

| 基本パターン | A | 区分 | | 対象年齢 | 前回接種との接種間隔 |
|--------|-----------|----|-------|------------------|------------|
| | | 1期 | 初回1回目 | 生後6か月から90か月に至るまで | — |
| | | | 初回2回目 | | 6日以上 |
| | | | 追加 | | 6か月以上 |
| 2期 | 9歳以上13歳未満 | — | | | |

| B | 1期 | 区分 | | 対象年齢 | 前回接種との接種間隔 |
|----|-----------|-------|-----------|-------|------------|
| | | 初回1回目 | 90か月に至るまで | — | |
| | | 初回2回目 | | 6日以上 | |
| | | 追加 | | 6か月以上 | |
| 2期 | 9歳以上13歳未満 | 6日以上 | | | |

| C | 1期 | 区分 | | 対象年齢 | 前回接種との接種間隔 |
|----|-----------|-------|-----------|------|------------|
| | | 初回1回目 | 90か月に至るまで | — | |
| | | 初回2回目 | | 6日以上 | |
| | | 追加 | | 6日以上 | |
| 2期 | 9歳以上13歳未満 | 6日以上 | | | |

| D | 1期 | 区分 | | 対象年齢 | 前回接種との接種間隔 |
|----|-----------|-------|-------|-------|------------|
| | | 初回1回目 | 20歳未満 | — | |
| | | 初回2回目 | | 6日以上 | |
| | | 追加 | | 6か月以上 | |
| 2期 | 9歳以上20歳未満 | 6日以上 | | | |

| E | 1期 | 区分 | | 対象年齢 | 前回接種との接種間隔 |
|----|-----------|-------|-------|------|------------|
| | | 初回1回目 | 20歳未満 | — | |
| | | 初回2回目 | | 6日以上 | |
| | | 追加 | | 6日以上 | |
| 2期 | 9歳以上20歳未満 | 6日以上 | | | |

● 注意事項

1 対象年齢について

- 「生後90か月に至るまで」とは、7歳6か月になる日の前日まで
- 「13歳未満」とは、13歳の誕生日の前日まで

2 接種券及び予診票について

■ 1期の対象者

◎ 接種券

- 母子健康手帳別冊に添付しています。

※前ページの③特例対象者で、1期を90か月齢を超えて行う場合には、接種券に赤字で【特例】の記載が必要です。

請求も「特例」の区分で行ってください。

◎ 予診票

- 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

→13歳未満用と18歳以上用（旧「13歳以上」用）※があるので、被接種者の年齢に応じて使い分けてください。

※旧「13歳以上」用の予診票は、引き続き使用できます。

■ 2期の対象者

- 9歳の誕生日の翌月末に、対象者の住民登録している住所に送付します。

※接種券等が届く前に接種を希望する場合は、各区保健センターで接種券等を交付します。

■ 特例2期の対象者（平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方）

- 令和7年6月末に、対象者の住民登録している住所に送付しています。その後転入された方や紛失等で手元にない場合には、各区保健センターで接種券等を交付します。

◎ 1期の接種歴の確認及び接種券への記載

- 特例2期の対象者については、医療機関での受付時、母子健康手帳等により1期の接種歴を確認してください。

1期の接種が未完了の方の場合は、まず1期の残りの接種から行ってください。

そのうえで、1期の接種歴が完了したことが確認できる方は、特例2期の接種券の「1期の接種歴確認（済）」に「✓」し、特例2期を接種してください。

- ※ 母子健康手帳等の紛失などにより1期の接種歴が確認できない場合は、事前に本人から各区保健センターに問い合わせるよう御案内ください。必要に応じて、各区保健センターにおいて1期の接種券を再交付します。

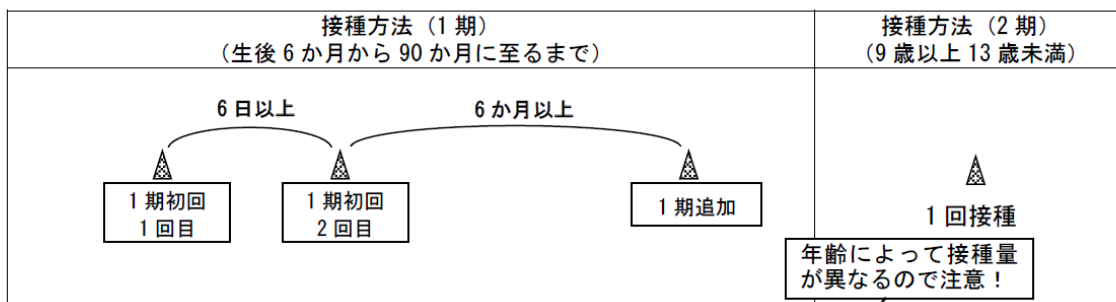
3 保護者の同伴について

- 13歳未満の人は、保護者の同伴が必要です。

A

〈対象者〉

①平成21年10月2日以降に生まれた人



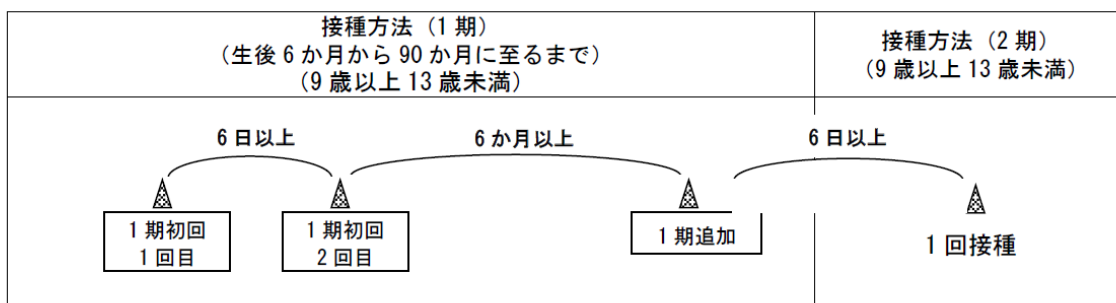
ワクチン 日本脳炎ワクチン (3歳未満は0.25ml、3歳以上は0.5ml)

| 対象疾病 | 区分 | 実施規則で定められた接種間隔と回数 | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) | 標準的な(望ましい)接種時期・方法 |
|------|----|-------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 日本脳炎 | 1期 | 初回 | 生後6か月～90か月に至るまで (満90か月齢になる日の前日まで) | 3歳 6日から28日までの間隔をおく |
| | | 追加 | | 4歳 初回接種終了後、 おおむね1年を経過した時期 |
| | 2期 | 1回 | 9歳以上13歳未満 (13歳の誕生日の前日まで) | 9歳 |

B

〈対象者(現在該当者なし)〉

②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人のうち、平成22年3月31日までに接種を全く受けていない人



C

〈対象者(現在該当者なし)〉

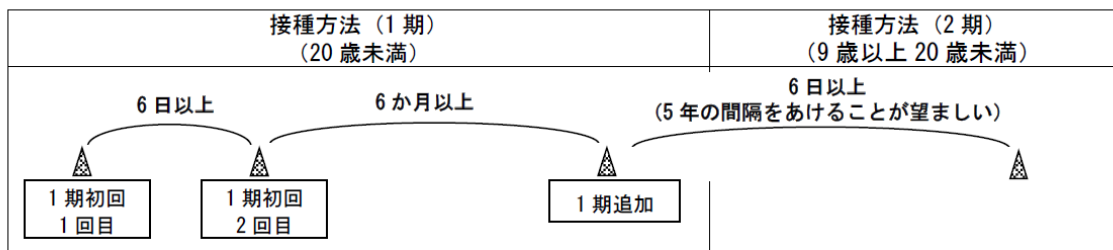
②平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた人のうち、平成22年3月31日までに接種を1回以上受けている人

| 平成22年3月31日までの接種回数 | 残りの接種回数 | 接種方法(1期) (生後6か月から90か月に至るまで) (9歳以上13歳未満) | 接種方法(2期) (9歳以上13歳未満) |
|-------------------|---------|---|-------------------------|
| 1回 | 3回 | 6日以上 2回接種 | 1回接種 |
| 2回 | 2回 | 1回接種 | (1期の接種から 6日以上の間隔) |
| 3回 | 1回 | — | |

D

〈特例対象者〉

③平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人のうち、平成25年3月31日までに接種を全く受けていない人



E

〈特例対象者〉

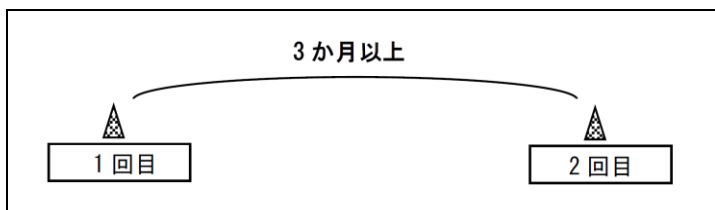
③平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人のうち、平成25年3月31日までに接種を1回でも受けた人

| 平成25年3月31日 までの接種回数 | 残りの 接種回数 | 接種方法（1期） （20歳未満） | 接種方法（2期） （9歳以上20歳未満） |
|-----------------------|-------------|---------------------|-------------------------------------|
| 1回 | 3回 | 6日以上 | 3回目の接種から6日以上 （5年の間隔をあけることが望ましい※） |
| 2回 | 2回 | | 3回目の接種から6日以上 （5年の間隔をあけることが望ましい※） |
| 3回 | 1回 | — | 3回目の接種から6日以上 （5年の間隔をあけることが望ましい※） |

※ 接種勧奨差し控えの影響で、1期接種の1回目と2回目の間隔が5年以上空いている場合は、2期の接種は1期の接種からおおむね1年の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

10 水痘ワクチン

生



| | |
|----|-------------------------|
| 年齢 | 生後12か月～36か月に至るまで（1歳、2歳） |
|----|-------------------------|

| | |
|------|-------------|
| ワクチン | 水痘ワクチン0.5mL |
|------|-------------|

| 対象疾病 | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) | 実施規則で定められた 接種間隔と回数 | 標準的な(望ましい) 接種時期・方法 |
|------|--|-------------------------|--|
| 水痘 | 生後12か月～36か月に至るまで 〔1歳の誕生日の前日から 3歳の誕生日の前日まで〕 | 3か月以上の間隔を おいて 2回 接種。 | 1回目： 生後12か月から15か月に 達するまで 2回目： 1回目接種後、6か月から 12か月までの間隔をおく |

● 接種券

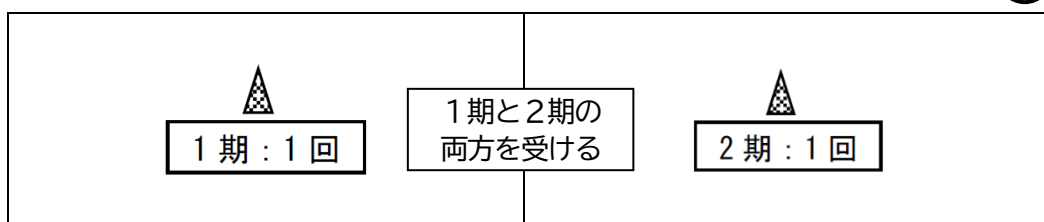
- 母子健康手帳別冊に添付しています。

● 予診票

- 医療機関に設置（各所属医師会の指定の方法で入手）

11 麻しん風しんワクチン

生



| | | | |
|------|-------------------|------------------------|------------------------|
| 年齢 | 生後12か月～24か月に至るまで | 小学校就学前1年間 | |
| ワクチン | MR混合ワクチン 0.5mL | 麻しんワクチン 又は 0.5mL | 風しんワクチン 又は 0.5mL |

| 対象疾病 | 区分 | 実施規則で定められた回数 | 法施行令で定められた期間 (無料接種期間) |
|------------|----|--------------|---|
| 麻しん 風しん | 1期 | 1回 接種 | 生後12か月～24か月に至るまで (1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで) 特例措置の対象者(令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方)は、令和9年3月31日まで、1期の接種を受けることができます。 |
| | 2期 | 1回 接種 | 小学校就学前1年間 (4月1日～3月31日) 特例措置の対象者(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方)は、令和9年3月31日まで、2期の接種を受けることができます。 |

● 注意事項

ワクチンの選択

- 麻しん又は風しんに罹患した者は、MR混合ワクチン、かかっていない方の単独ワクチンのいずれのワクチンも使用することができます。
- 保護者の希望により麻しんワクチンと風しんワクチンと別々に接種をすることもできます。この場合、各区保健センターで、後で受けるワクチン分の接種券の交付を受けてから接種を受けます。

● 接種券

- 1期、2期ともに、母子健康手帳別冊に添付しています。
- ※ 1期、2期ともに、特例措置の対象者が接種を受ける場合には、接種券に赤字で【特例】の記載が必要です。

● 予診票

- 医療機関に設置 (各所属医師会の指定の方法で入手)

12 HPV（子宮頸がん予防）ワクチン

不活化

| ワクチン | 接種方法・接種間隔 |
|-----------------|---|
| シルガード9 0.5mL | <p>2回接種 (1回目の接種が小学6年生～15歳未満(15歳の誕生日の前日)の場合のみ)</p> <p>5か月以上</p> <p>1回目</p> <p>2回目</p> <p>3回接種</p> <p>1か月以上</p> <p>3か月以上</p> <p>1回目</p> <p>2回目</p> <p>3回目</p> |
| 年齢 | 小学6年生～高校1年生相当 |
| ワクチン | HPV（子宮頸がん予防）ワクチン（0.5mL） |

| 法施行令で定められた期間（無料接種期間） | 使用ワクチン | 実施規則で定められた接種間隔 | | 標準的な（望ましい）接種時期・方法 |
|---|--------|--|--|---|
| 小学校6年生～ 高校1年生相当の 年齢の女性 （平成22年4月2日から 平成27年4月1日まで に生まれた女性） | シルガード9 | 2回 接種 （1回目の接種が 小学6年生～ 15歳未満(15歳 の誕生日の前日) の場合のみ） | 2回目： 1回目の接種から 5か月以上の間隔を おいて接種。 | 中学1年生の時 2回目：1回目の接種から6か月の間隔をおく |
| | | 3回 接種 | 2回目： 1回目の接種から 1か月以上の間隔 をおいて接種。 3回目： 2回目の接種から 3か月以上の間隔 をおいて接種。 | 中学1年生の時 2回目：1回目の接種から2か月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から6か月の間隔をおく |

● 注意事項

ワクチンについて

- **令和8年4月1日以降**、「サーバリックス（2価）」及び「ガーダシル（4価）」については、定期接種に用いることができません。
定期接種に用いることができるワクチンは「シルガード9（9価）」のみです。
- なお、同じ種類のワクチンで接種を完了することが原則ですが、令和8年3月31日までに、サーバリックスまたはガーダシルを用いて規定の接種回数の一部を完了した者がシルガード9により残りの回数の接種を行う交接種については、適切な情報提供に基づき、接種医と被接種者（保護者）がよく相談した上であれば、実施して差し支えありません。

保護者の同伴

- 13歳未満の人は、保護者の同伴が必要です。
※ 13歳以上16歳未満の人で、接種時に保護者が同伴しない場合は、**予診票の指定箇所に、保護者の署名と記載が必要です。**

● 接種券及び予診票

- 【(令和8年度に) 中学2年生～高校1年生】
令和7年5月末に、対象者の住民登録している住所に送付しています。
 - 【(令和8年度に) 中学1年生】
令和8年5月末を目途に、対象者の住民登録している住所に送付します。
 - 【(令和8年度に) 小学6年生】
対象者への個別送付はありません。
- ※ 小学6年生や中学1年生の対象者で接種券等が届く前に接種を希望する場合や、対象であるにもかかわらず転入や紛失等で接種券等が手元にない場合は、各区保健センターで(再)交付しますので、必ず接種前に交付を受けるようご案内ください。
- ※ 接種券は、これまでの本人の接種回数(自費での接種、助成制度での接種を含む。)に応じた、残りの回数分を使用してください。
- ※ 令和7年度までに配付した接種券及び予診票には、「ワクチン選択欄」がありますが、そのまま使用して構いません。その際はワクチンの選択はできない(シルガード9のみ) ことにご注意ください。
なお、令和8年度以降は、ワクチン選択欄を削除した接種券等を送付する予定です。

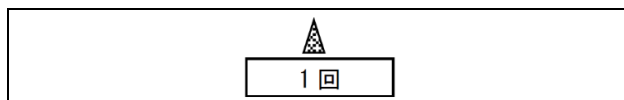
〈B類疾病〉

〔予防接種法第2条第3項〕

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病

不活化

13 高齢者肺炎球菌ワクチン



| | |
|-------|---|
| 年齢 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 65歳の者 ➢ 60～64歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 |
| ワクチン | 高齢者肺炎球菌ワクチン（プレバナー20）0.5mL |
| 自己負担金 | 令和8年度 7,900円* |

ニューモボックス、キャップボックスは使用できません。

※自己負担金免除対象者
対象年齢に該当する者で
・生活保護世帯に属する者
・市民税所得割非課税世帯に属する者

| 対象疾病 | 実施規則で定められた回数 | 法施行令で定められた期間（接種対象者） | 接種時期 |
|-------------|--------------|---|--------------------------------------|
| 高齢者の肺炎球菌感染症 | 1回 接種 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 65歳の者 ➢ 60～64歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | <p>65歳 (66歳の誕生日の前日まで)</p> |

● 注意事項

定期接種の対象外となる者

- これまでに、定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種をしたことがある者。
- ※ 定期接種の対象外となる接種により健康被害が生じた場合、法に基づく補償の対象になりません。

任意接種を行っている場合

- 任意接種として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を完了している者については、原則として定期接種の対象者としてみなさないこととなりますが、接種時期や接種状況等により医師が改めて接種する必要があると認める場合は、定期接種の対象者として取り扱って差し支えありません。

使用ワクチンについて

- 令和8年4月時点では、定期接種に使用できるワクチンは、プレバナー20（沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン）のみです。キャップボックス（沈降21価肺炎球菌結合型ワクチン）については、現在のところ定期接種に使用できません。

65歳未満の対象者の確認について

- 「60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者」が接種を希望する場合は、身体障害者手帳（1級）又は「予防接種法施行規則該当者確認書」により、対象者であることを確認してください。
- 請求時には、接種券（甲）に、身体障害者手帳（1級）の写し又は「予防接種法施行規則該当者確認書」を添付してください。

自己負担金（令和8年度）

- 自己負担金 **7,900円** を接種時に徴収してください。
- 自己負担金免除対象者（対象年齢に該当する者で、生活保護世帯に属する者及び市民税所得割非課税世帯に属する者）からは自己負担金（7,900円）を徴収しないでください。
- 自己負担金免除対象者の確認書類は接種時に確認してください。
徴収後に広島市から自己負担金を返還することはできません。

自己負担金免除対象者の確認書類


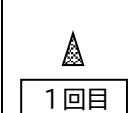
- 自己負担金免除対象者であることが確認できる書類はP40に記載のとおりです。
- ※ 請求時に確認書類を添付する必要はありません。

● 接種券及び予診票

- 対象者の住民登録している住所へ順次送付します（主に65歳の誕生日を迎えた翌月）。
※ 接種券等が届く前に接種を希望する場合は、各区保健センターで接種券等を交付します。
- 65歳未満の対象者については、広島市で把握することができないため、接種券等が送付されません。対象者が接種を希望される際は、事前申請が必要です。申請後、接種券と予診票を交付します。
- 接種券は、「接種券（甲）」（委託料請求用）と「接種券（乙）」（接種済証）で構成されています。
接種済証はこの予防接種を受けたことを証明するものなので、接種後に必ず被接種者へお渡しください。
- 接種券を持っている人であっても、過去に任意接種を受けている場合がありますので、接種歴を十分に確認してください。
- 予診のみとなった場合、次回の接種の際の予診票は、被接種者に各区保健センターへ受取に行ってもらるか、広島市ホームページからダウンロードして使用してください。

14 带状疱疹ワクチン

組換え **生**

| | | | |
|-------|--|---|---|
| 年齢 | ▶ 65歳の者（令和12年度から実施予定） ▶ 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 【令和7年度から令和11年度までの経過措置】 ▶ 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる者 | | |
| ワクチン | シングリックス筋注用 （組換えワクチン） 0.5mL 筋肉内注射 | 接種方法・接種間隔 2か月以上※  1回目 2回目 ※医師が医学的知見に基づき必要と認める場合は1か月以上 | 標準的な(望ましい)接種方法 2か月の間隔をおいて2回接種。 |
| | 乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」(生ワクチン) 0.5mL 皮下注射 |  1回目 ※明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方には接種不可 | |
| 自己負担金 | 令和8年度 | | |
| | シングリックス筋注用 （組換えワクチン） 乾燥弱毒生水痘ワクチン 「ビケン」(生ワクチン) | 18,100 円/回※ 4,900 円※ | ※自己負担金免除対象者 対象年齢に該当する者で ・生活保護世帯に属する者 ・市民税所得割非課税世帯に属する者 |

● 注意事項

使用するワクチンについて

- ▶ 組換えワクチン、生ワクチン、いずれか同一のワクチンで接種を行ってください。
 ※ 2種類のワクチンの交接種（1回目：組換えワクチン→2回目：生ワクチン）はできません。

任意接種を行っている場合

- ▶ 既に一部の接種を任意接種として行っている場合は、残りの接種を定期接種として取り扱います。
 〈任意接種として組換えワクチン1回接種している場合〉
 組換えワクチン2回目から定期接種として実施 ※このとき、2回目の接種券を使用してください。
- ▶ 任意接種として接種を完了（組換えワクチン：2回接種、生ワクチン：1回接種）している者については、原則として定期接種対象者としてみなさないこととなりますが、接種時期や接種状況等により医師が改めて接種する必要があると認める場合は、定期接種対象者として取り扱って差し支えありません。

65歳未満の対象者の確認について

- ▶ 「60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者」が接種を希望する場合は、身体障害者手帳（1級）又は「予防接種法施行規則該当者確認書」により、対象者であることを確認してください。
- ▶ 請求時には、接種券（甲）に、身体障害者手帳（1級）の写し又は「予防接種法施行規則該当者確認書」を添付してください。

自己負担金（令和8年度）

- 自己負担金（組換えワクチン：18,100円／回、生ワクチン：4,900円）を接種時に徴収してください。
- 自己負担金免除対象者（対象年齢に該当する者で、生活保護世帯に属する者及び市民税所得割非課税世帯に属する者）からは、自己負担金（18,100円／回または4,900円）を徴収しないでください。
- 自己負担金免除対象者の確認書類は接種時に確認してください。
徴収後に広島市から自己負担金を返還することはできません。

自己負担金免除対象者の確認書類

- 自己負担金免除対象者であることが確認できる書類はP40に記載のとおりです。
※ 請求時に確認書類を添付する必要はありません。

● 接種券及び予診票


- 令和8年5月を目途に、令和8年度の定期接種対象者の住民登録している住所に送付します。
※ 接種券等が届く前に接種を希望する場合は、各区保健センターで接種券等を交付します。
- 65歳未満の対象者については、広島市で把握することができないため、接種券等が送付されません。
対象者が接種を希望される際は、事前申請が必要です。申請後、接種券と予診票を交付します。
- 接種券を持っている人であっても、過去に任意接種を受けている場合がありますので、接種歴を十分に確認してください。

【参考：定期接種対象者の生年月日】

| | | |
|--|---|--|
| 【令和7年度】終了 昭和35年4月2日～ 36年4月1日 昭和30年4月2日～ 31年4月1日 昭和25年4月2日～ 26年4月1日 昭和20年4月2日～ 21年4月1日 昭和15年4月2日～ 16年4月1日 昭和10年4月2日～ 11年4月1日 昭和5年4月2日～ 6年4月1日 大正14年4月2日～ 大正15年4月1日 大正14年4月1日 以前 | 【令和8年度】 昭和36年4月2日～ 37年4月1日 昭和31年4月2日～ 32年4月1日 昭和26年4月2日～ 27年4月1日 昭和21年4月2日～ 22年4月1日 昭和16年4月2日～ 17年4月1日 昭和11年4月2日～ 12年4月1日 昭和6年4月2日～ 7年4月1日 大正15年4月2日～ 昭和2年4月1日 | 【令和9年度】 昭和37年4月2日～ 38年4月1日 昭和32年4月2日～ 33年4月1日 昭和27年4月2日～ 28年4月1日 昭和22年4月2日～ 23年4月1日 昭和17年4月2日～ 18年4月1日 昭和12年4月2日～ 13年4月1日 昭和7年4月2日～ 8年4月1日 昭和2年4月2日～ 3年4月1日 |
| 【令和10年度】 昭和38年4月2日～ 39年4月1日 昭和33年4月2日～ 34年4月1日 昭和28年4月2日～ 29年4月1日 昭和23年4月2日～ 24年4月1日 昭和18年4月2日～ 19年4月1日 昭和13年4月2日～ 14年4月1日 昭和8年4月2日～ 9年4月1日 昭和3年4月2日～ 4年4月1日 | 【令和11年度】 昭和39年4月2日～ 40年4月1日 昭和34年4月2日～ 35年4月1日 昭和29年4月2日～ 30年4月1日 昭和24年4月2日～ 25年4月1日 昭和19年4月2日～ 20年4月1日 昭和14年4月2日～ 15年4月1日 昭和9年4月2日～ 10年4月1日 昭和4年4月2日～ 5年4月1日 | 【令和12年度以降】 接種日に65歳の者 |

15 インフルエンザワクチン

不活化

|  | | | |
|---|---|---|---------------------------|
| 年齢 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 65歳以上の者 ➢ 60～64歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | ※自己負担金免除対象者 対象年齢に該当する者で <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に属する者 ・市民税所得割非課税世帯に属する者 | |
| ワクチン | インフルエンザワクチン0.5mL | | |
| 自己負担金 | 令和7年度 | 1,600円* | |
| 対象疾病 | 実施規則で定められた回数 | 法施行令で定められた期間 (接種対象者) | 助成適用期間 (接種時期) |
| インフルエンザ | 毎年度1回 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 65歳以上の者 ➢ 60～64歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | 10月中旬*～1月31日 *開始時は別途通知 |

● 注意事項

65歳未満の対象者の確認について

- 「60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者」が接種を希望する場合は、身体障害者手帳（1級）又は「予防接種法施行規則該当者確認書」により、対象者であることを確認してください。
- 請求時には、接種券（甲）に、身体障害者手帳（1級）の写し又は「予防接種法施行規則該当者確認書」を添付してください。

自己負担金（令和7年度）

- **自己負担金 1,600円** を接種時に徴収してください。
- **自己負担金免除対象者**（対象年齢に該当する者で、生活保護世帯に属する者及び市民税所得割非課税世帯に属する者）からは自己負担金1,600円を徴収しないでください。
- 自己負担金免除対象者の確認書類は接種時に確認してください。
徴収後に広島市から自己負担金を返還することはできません。

自己負担金免除対象者の確認書類

- 自己負担金免除対象者であることが確認できる書類はP40に記載のとおりです。
※ 請求時に確認書類を添付する必要はありません。

● 接種券

- 予診票から切り取って使用してください。

● 予診票


- 医療機関に設置（毎年、各所属医師会の指定の方法で最新版を入手してください。）

16 新型コロナウイルス感染症ワクチン

mRNA

組換えタンパク

mRNA(レプリコン)

| | | | |
|--|---|---|---------------------------|
|  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1回</div> | | | |
| 年齢 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 65歳以上の者 ➢ 60～64歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | ※自己負担金免除対象者 対象年齢に該当する者で ・生活保護世帯に属する者 ・市民税所得割非課税世帯に属する者 | |
| ワクチン | 新型コロナウイルス感染症ワクチン (接種量はワクチンの種類毎に異なります。) | | |
| 自己負担金 | 令和7年度 11,800 円* | | |
| 対象疾病 | 実施規則で定められた回数 | 法施行令で定められた期間 (接種対象者) | 助成適用期間 (接種時期) |
| 新型コロナウイルス感染症 | 毎年度1回 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 65歳以上の者 ➢ 60～64歳で、心臓・腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者 | 10月中旬*～3月31日 *開始時は別途通知 |

● 注意事項

65歳未満の対象者の確認について

- 「60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者」が接種を希望する場合は、身体障害者手帳(1級)又は「予防接種法施行規則該当者確認書」などにより、対象者であることを確認してください。
- 請求時には、接種券(甲)に、身体障害者手帳(1級)の写し又は「予防接種法施行規則該当者確認書」を添付してください。

自己負担金(令和7年度)

- **自己負担金 11,800円** を接種時に徴収してください。
- 自己負担金免除対象者(対象年齢に該当する者で、生活保護世帯に属する者及び市民税所得割非課税世帯に属する者)からは自己負担金(11,800円)を徴収しないでください。
- 自己負担金免除対象者の確認書類は接種時に確認してください。
徴収後に広島市から自己負担金を返還することはできません。

自己負担金免除対象者の確認書類

- 自己負担金免除対象者であることが確認できる書類はP40に記載のとおりです。
※ 請求時に確認書類を添付する必要はありません。

ワクチンの種別

- 接種するワクチンの種類により、接種量、注意事項等が異なりますので、接種前にワクチンの添付文書等を確認してください。

● 接種券

- 予診票から切り取って使用してください。

● 予診票

- 医療機関に設置(毎年、各所属医師会の指定の方法で最新版を入手してください。)

【資料】 自己負担金免除対象者の確認書類

1 自己負担金免除対象者

- (1) 生活保護世帯に属する方
- (2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方
(住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であること)

2 確認書類

| 区分 | | 確認書類 | |
|-----|----------------------------------|------|--|
| (1) | 生活保護世帯に属する方 | A | 被保護者証明書（夜間・休日等受診用） 【空色】 |
| (2) | 市民税の所得割非課税世帯に属する方 (右のいずれかの書類) | B | 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書 (世帯全員分が必要) |
| | | C | 介護保険料納入通知書 【薄い水色】 ※所得段階が第1～3段階のもので、令和8年8月1日以降に送付されたもの。所得段階が第4段階以上の場合は他の書類を使用してください。 ※令和8年4月～5月に接種する場合は、前年度分の通知書で代用できますが、令和8年6月～7月に接種する場合は、市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書を使用してください。 |
| | | D | 後期高齢者医療資格確認書 有効期限が令和8年7月31日まで：【橙色】 有効期限が令和9年7月31日まで：【紫色】 ※適用区分の欄に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載があるものに限り（自己負担限度額等の適用区分は、任意記載事項であるため、被保険者からの申請がない場合、記載がありません。任意記載事項の記載された資格確認書の交付を受けるには、お住まいの区福祉課へ申請が必要です。）。 また、資格確認書に「区Ⅰ」または「区Ⅱ」の記載がなく、被接種者から、市民税所得割非課税世帯に属している旨の申出があった場合、オンライン資格確認により、自己負担金免除対象者の確認を行うことが可能です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">オンライン資格確認に関するQ&Aを本市ホームページ（ページ番号：1037838）に掲載しています。</div> |
| | | E | 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 【空色】 |
| | | F | 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 【白色】 |

※身体障害者手帳は、60歳から64歳の方で定期接種対象者に該当するかどうか確認するためのものであり、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

※国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は、同一世帯に世帯主及び国民健康保険加入者以外の課税者がいる可能性があるため、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。

※有効期限が切れた後期高齢者医療資格確認書は、自己負担金免除対象者の確認書類にはなりません。